

2025年12月2日以降 保険証の利用ができません

以下3点いずれかをお持ちください

- ・ 資格確認書
- ・ マイナンバーカード
- ・ マイナンバーカード+資格情報のお知らせ
(※資格情報のお知らせのみは利用できません)

注意

- ・ 国民健康保険の方は当院のシステムにより、受給資格の確認をとることができれば、保険診療が可能です。
(2026年3月31日までの暫定的な対応です。4月1日以降は上記3点のいずれかが必要です)
ただし、次回上記3点のいずれかを確認させていただきます。
- ・ 社会保険の方は健康保険証を持参された場合は保険対応 不可のため、全額自費とします。
後日領収書と保険確認できるものをお持ちいただければ返金が可能です。